

令和2年(行コ)第202号

控訴人 金子民夫ほか

被控訴人 国

2022年3月23日

東京高等裁判所第1民事部 御中

代理人意見陳述書

控訴人ら訴訟代理人弁護士 本田伊孝

第1 基本方針の変更の理由と経過があいまいにしたままになっている

1 「減額によらない」方針変更の理由と経過を解明する必要がある

平成24年改正法による年金支給額の減額という解消方法による特例水準の解消は、原告らの年金受給権を侵害する不利益な変更である。平成16年改正法は年金支給額の減額という解消方法を認めていない。

「減額によらない」という基本方針を、なぜこの時期に「特例水準の解消」のために年金を減額するという方針変更を行ったのか、その具体的な必要性、合理性は何か、いかなる検討、議論を踏まえて方針を変更したのか、という具体的な事実が主張・立証されなければならない。方針変更の理由と経過をあいまいにしたままでは、平成24年改正法の憲法適合性の争点を正確に把握することはできない。

2 基本方針変更の理由と経過に関する議論はなされた形跡はない

(1) 一審被告は、「社会保障審議会年金部会でも、特例水準の速やかな解消とともに、特例水準の解消に伴うマクロ経済スライドの早期発動が必要であるとの認識の下で議論が行われたことは明らかである。」などと主張する。

しかし、年金部会において平成16年法によるルール変更をもたらす特例水準の解消の必要性についての固有の議論がなされていない。また、年金受給者の生活実態と減額による影響の調査が全く考慮されておらず、他の代替手段の検討等の本来考慮すべき事項が全く考慮されていない。基本方針変更の理由と経過、合理性に関する議論がなされた形跡はない。

特例水準の解消が必要か否か、年金支給額の減額という解消方法によるべきか否か、本来、年金部会において、そうした議題から議論を開始しなければならないはずである。しかし、年金部会の議事録では、年金課長は集中検討会議における「年金の水準の引下げは必要だ」という意見を紹介しただけで、平成16年改正法で定めた「減額によらない」という基本方針の変更を行う理由について説明することもなく、年金支給額を減額する必要性の話に直ぐに入ってしまっている。他の委員からも特例水準の解消が必要なのか、年金支給額の減額という解消方法以外の方法はないのかといった発言もない（控訴人ら準備書面（5）の4）。

（2）一審被告によると、集中検討会議は決定機関ではなく、年金部会が法案の策定機関となる（被控訴人準備書面（1）の34頁以下）。

ところが、策定機関であるはずの年金部会で、集中検討会議における減額による特例水準の解消が必要である意見を、あたかも決定事項のかの如く、当然の前提とする議論が行われている。

集中検討会議が決定機関でないのであるとしたら、いつ、どこで、基本方針が変更するという決定に至ったのか、疑問がさらに拡大する。

3 立法過程の解明のためには香取証人の尋問が必要不可欠である

本件年金減額は内閣主導で政治的判断により決定されたものと推認される。

しかし、この「政治判断」の過程を示す証拠はいっさい提出されていないから、決定ラインにいた担当者の尋問によって、事実関係をあきらかにするほかない。この点、香取証人は、社会保障・税一体改革を担当し、2012年から厚生労働省年金局長を務め、平成24年改正法の立法過程で明らかにされていない事情を最もよく知る立場にあったものといえる。

そこで、一審原告らは、改めて裁判所が香取証人を採用し、尋問を行うことをあらためて求めるものである。万一、香取証人を採用しないというのであれば、平成24年改正法に関する立法事実の主張立証がないものとして、端的に違憲の判断を下すべきである。

第2 平成24年改正法に対する司法審査

1 裁判所は具体的な事案に沿った違憲審査をすべきである

原判決は昭和57年の堀木訴訟大法廷判決を引用した上で、憲法25条1項における「健康で文化的な最低限度の生活」は「極めて抽象的・相対的な概念」であること等から、同条の趣旨を実現するために具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、「立法の広い裁量に委ねられ」、「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合」に限って裁判所が審査判断するとした。原判決は、広い立法裁量をみとめ、本件24年改正法の合憲性を認定している。この点について尾形健 学習院大学教授の意見書、証人尋問調書では、付隨的違憲審査制から社会保障裁判の具体的権利をめぐる争いに広範な立法裁量を肯定してしまうことで、当事者の具体的権利について十分な考慮ができないまま、たやすく合憲判決をくだしてしまう懸念があると同時に、裁判所としてもどのようなプロセスで合憲と判断したのかという思考のプロセスが明らかにならないという問題があることが指摘されている。

堀木訴訟では併給禁止条項という一般規定の合憲性が問われたのに対し、本件では物価上昇の中で解消すると決められた平成16年年金改正法の方針が、24年改正法で年金実額を切り下げる方法に変更されたことの問題が問われている。8年の経過の中で國の方針が転換され、現実に年金生活者の生活の糧である年金が実額として削られたのである。同じ社会保障立法であっても、問題状況は異なる。堀木訴訟の「広範な立法裁量」を一般法理のように適用してしまえば、安易な合憲判断に結びつかざるを得ない。裁判所は、具体的な事案に沿って判断をすべきなのであって、本件で「立法裁量」の限界をどう画するかという視点から、適正な違憲立法審査権行使すべきである。

2 立法手続の過程に対する審査基準

基本方針の変更の理由と経過は年金部会の議事録を精読しても、あいまいなままである。平成24年改正法制定に至る立法手続の過程に裁量権の逸脱濫用がないかどうか司法審査がなされるべきである。尾形健教授が述べるように行政府の裁量権は法律により限界付けられているが、立法府の裁量権も憲法という法によって限界付けられており、一審被告の「行政裁量と立法裁量とは質を異にし、立法手続の過程に対して司法審査はなされないと主張は誤りである。以上